

平成23年度版

委託研究契約事務処理説明書

(大学等)

バイオインフォマティクス推進センター事業

平成23年 7月

目 次

I. はじめに	- 4 -
II. バイオインフォマティクス推進センター事業と委託研究契約の概要	- 4 -
1. バイオインフォマティクス推進センター事業の概要	- 4 -
2. 委託研究の契約形態について	- 4 -
3. 用語の解説	- 4 -
4. 委託研究契約に係る書類	- 5 -
III. 委託研究費の執行について	- 6 -
1. 委託研究費の執行にあたって	- 6 -
2. 委託研究の予算費目	- 6 -
3. 直接経費について	- 7 -
4. 間接経費について【参照：別添1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針】	- 13 -
5. 委託研究費の執行期限	- 14 -
6. 委託研究費のJSTから研究機関への支払いについて	- 15 -
7. 委託研究費の分割払いについて	- 16 -
8. 証拠書類の管理について	- 17 -
9. 物品等の取扱いについて	- 18 -
10. JSTが雇用する研究員等について	- 20 -
11. 研究費の不正使用、研究機関における管理監査体制、研究活動の不正行為について	- 20 -
12. 各種報告書の提出および委託研究費の返還について	- 21 -
13. 「委託研究費の精算」について	- 22 -
14. 委託研究の中止（廃止）について	- 23 -
15. 再委託について	- 24 -
16. その他	- 24 -
IV. 知的財産権の管理について	- 26 -
1. 委託研究の成果に係る知的財産権の基本的な考え方	- 26 -
2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い	- 26 -
3. JST所属の発明者（機構発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い	- 27 -
4. 第三者が発明に参加した場合の取扱い	- 27 -
5. 共有に係る知的財産権の取扱い	- 27 -
6. JSTに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について	- 27 -
7. JSTに帰属する知的財産権の（再実施権付）通常実施権の設定について	- 28 -
8. 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について	- 29 -
9. 「J-STORE」のご紹介	- 30 -
10. JSTの産学連携・技術移転関連制度のご紹介	- 30 -

【 参考資料 】

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ○別添 1 | 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針 |
| ○別添 2 | 証拠書類一覧 |
| ○別添 3 | 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則 |
| ○別添 4 | 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） |

【 各種様式 】

〔 経理等の事務処理に関する様式 〕

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ○経理様式 1 | 委託研究実績報告書（兼収支決算報告書） |
| ○経理様式 2 | 収支簿 |
| ○経理様式 3 | 間接経費執行実績報告書 |
| ○経理様式 4 | 委託研究中止（廃止）申請書 |
| ○経理様式 5 | 返還連絡書 |
| ○経理様式 6-① | 裁量労働者エフォート率申告書 |
| ○経理様式 6-② | 裁量労働者エフォート率報告書 |
| ○経理様式 7 | 「委託研究実績報告書」および「収支簿」 事前チェックリスト |

〔 知的財産管理に関する様式 〕

- | | |
|---------|--------------------------|
| ○知財様式 1 | 知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書 |
| ○知財様式 2 | 知的財産権実施通知書 |
| ○知財様式 3 | 知的財産権譲渡申請書 |
| ○知財様式 4 | 知的財産権譲渡に関する同意書（発明者） |
| ○知財様式 5 | 知的財産権譲渡同意書（共同出願人） |
| ○知財様式 6 | 知的財産権移転承認申請書 |
| ○知財様式 7 | 専用実施権等設定・移転承認申請書 |

※報告書の作成に当たっては、必ず、下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。但し、経理様式2については、必要事項が記載されていれば、任意様式でも結構です。

【 委託研究契約に係る書類URL 】 <http://www-bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h23.html>

■ J S Tの連絡先、返還金等の振込先口座

1. 委託研究契約に関する各種お問い合わせ先

《お急ぎの場合を除き、極力電子メールでお願いします》

(独) 科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター

E-mail : jst-bird@jst.go.jp

※上記“AT”を“@”に置き換えてご利用ください。

TEL 03(5214)8491 FAX 03(5214)8470

◎お問い合わせの際は、研究機関名および当該照会事項に係る研究開発担当者名をお知らせください。

2. 請求書・報告書等の送付先

〒102-0081 東京都千代田区四番町5番地3

(独) 科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター

3. 返還金等の振込先口座

みずほ銀行 東京中央支店 普通預金 2709379

口座名義 独立行政法人 科学技術振興機構

トクカガキジツソコキコ

※必ず事前に、振込日をJ S T担当者宛 (jst-bird@jst.go.jp) へ電子メールでご一報ください。

I. はじめに

本書は、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が実施するバイオインフォマティクス推進センター事業を、貴機関（以下、「研究機関」という。）とJSTが締結する「委託研究契約書」に基づいて研究機関にて推進するにあたり、必要な事務処理等について補足的に説明するものです。

研究機関におかれましては、委託研究契約書及び本説明書に基づいて、効果的で効率的な研究推進のための、柔軟かつ適正な研究費の執行をお願いします。

II. バイオインフォマティクス推進センター事業と委託研究契約の概要

1. バイオインフォマティクス推進センター事業の概要

JSTは、ゲノム情報等の生物情報データベースの構築、高度化、活用のための研究開発を行い、研究開発成果を情報発信するとともに、データベースの統合・維持・運用を図ることにより、世界最高水準のライフサイエンス分野の情報基盤の整備の一翼を担うとともに、ライフサイエンス研究のさらなる進展に貢献することを目指してバイオインフォマティクス推進センターを設置し、統括の指導のもと、本事業を実施しています。

統括 勝木元也（大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 基礎生物学研究所 名誉教授）

本事業は、1）多彩な生命情報データベースが整備されることで利用が可能になる大量の情報源からの計算機処理による新たな知識発見、知識表現の方法・技術の開発（「情報生物科学に関わる創造的な研究開発」）および、2）情報技術と融合した新しい計測技法の開発により得られる新しいタイプの生命情報の処理技術やデータベースのプロトタイプ研究開発など、研究の発展に伴い発生する新規情報の有効活用にと寄与する開発を推進するものです。このように本事業はITとバイオサイエンスを一体として活用する研究開発を促進することで、新しい医療や新産業へ展開することを目標としています。

2. 委託研究の契約形態について

バイオインフォマティクス推進センター事業では単年度契約を採用しています。

3. 用語の解説

バイオインフォマティクス推進センター事業に係る特有の用語を中心に下記の通り説明します。

用語 (契約書中の名称)	説明
統括	研究開発課題の選定、研究開発計画の調整と承認、課題評価等の研究マネジメントを行う
研究開発課題 (研究課題)	本事業の公募に対して提案・採択された研究テーマ名 （「研究開発題目」との違いにご注意ください）
研究チーム	研究開発課題のために編成される機関横断的・時限的な研究組織 （研究開発課題と一対一に対応します）
代表研究者 (研究代表者)	研究チームを代表し、当該研究開発課題全体の研究推進に責任を負う研究者
主たる共同研究者	共同研究機関を代表する研究者
研究開発計画書	研究チーム単位で作成され、統括の承認を得たもの （全研究期間についての全体計画と、年度ごとの年次計画がある）

研究開発題目 (研究題目)	研究開発課題のもとに委託研究契約単位に設定される委託研究の名称
研究開発担当者 (研究担当者)	委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される者（代表研究者もしくは共同研究機関を代表する研究者）
契約担当者	委託研究契約の契約権限をもつ研究機関側の代表者
研究開発参加者	当該研究開発題目に参加する研究開発計画書記載のメンバー (旅費、謝金の支払対象者)
研究実施期間	契約書で定める契約期間
研究開発期間	研究開発課題／研究開発題目の全研究期間

4. 委託研究契約に係る書類

1) 委託研究申込書

委託研究契約を締結するにあたって、JSTから研究機関に対して当該研究の委託を申し込むための書類であり、委託研究の概要（研究開発題目、研究開発担当者、委託研究費の内訳等）が記載されています。

2) 覚書

原則として、各研究開発題目における最初の委託研究契約書と同時に取り交わし、研究機関及びJSTで1通ずつ保管します。

研究開発担当者の移籍や研究開発計画の変更等により、当該覚書記載の研究期間が短縮または延長される場合があります。この場合、委託研究契約書については契約変更等に対応しますが、覚書については特に対応を行いませんのでご了承ください。また、法的にも、覚書締結以降の委託研究契約等に定める研究実施期間が、覚書よりも優先します。

※研究開発題目名は、委託研究契約の更新の際、研究の進展に伴い若干変更される場合があります。

3) 委託研究契約書

研究実施期間開始にあたって、当該研究開発題目に関する研究機関とJSTとの約定を定めるものであり、正本を2部作成しJST及び研究機関で1通ずつ保管します。なお、契約書等における契約者は、研究機関の代表者又は代表者より権限を委譲された者としています。

4) 変更契約書

研究進捗状況等により、年度途中で委託研究費を変更する場合など原契約を変更する必要がある際は、変更契約書を取り交わすこととしています。

5) 委託研究契約事務処理説明書

本説明書です。毎年度、または年度の半ばで更新される場合があります。常に最新の事務処理説明書をご参照ください。

6) その他

上記の書類を含め、各種報告物の様式を、JSTのバイオインフォマティクス推進センター事業の下記ホームページに掲載します。ダウンロードの上ご利用ください。

<http://www-bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h23.html>

Ⅲ. 委託研究費の執行について

1. 委託研究費の執行にあたって

- 研究費は、委託研究契約に基づき委託研究費として研究機関に執行して頂きます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。）（*）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行って頂きます。

（*）参照：別添4 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

- 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査にご対応頂く必要があります。なお、本報告・調査等にて体制整備等が不十分であると認められ、改善指導等を行った結果として問題が解消されないときは是正措置を講じる場合があります。
- 委託研究費は、当該委託研究の目的・趣旨に適合するもの（合目的性）を執行していただくとともに、原則として研究機関が各機関の規定に従って適切に判断の上、支出・管理を行って頂きます。但し、本事務処理説明書において本事業特有のルールを設けている事項については、本事務処理説明書に従って適正に執行してください。なお、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、本事務処理説明書に記載のない事項に関して、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただくことで差し支えありません。
- 委託研究を円滑かつ効果的・効率的に推進し、より成果をあげるため、執行の柔軟性にも配慮をお願いします。
- 国費を財源とすることから、研究費の執行については、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意してください。（これらは会計検査院の観点でもあります）
- 委託先である研究機関は、当該委託研究に関して国の会計検査院の検査対象として委託研究費の支出・管理に対する説明責任を負うことにご留意頂き、適正な処理を行ってください。
- 研究費については、計画的な執行をお願いします。研究期間終了時又は年度末における予算消化を趣旨とした調達等がないよう十分ご留意下さい。

2. 委託研究の予算費目

-
- 1) 直接経費 : 当該委託研究に直接的に必要な経費であり、「物品費」・「旅費」・「人件費・謝金」・「その他」の4つの費目からなります
- ①物品費 : 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
 - ②旅 費 : 研究開発担当者および研究開発計画書記載の研究開発参加者に係る旅費、招聘者に係る旅費
 - ③人件費・謝金 : 当該委託研究のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
 - ④その他 : 上記の他、当該委託研究を遂行するための経費
例)
研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、検査業務費、非課税取引に係る消費税相当額など
- 2) 間接経費 : 当該委託研究に関して研究機関にて必要となる管理費等としてJSTが支払う経費であり、直接経費に対する一定比率（30%）で措置されます
-

※各費目の具体的な用途等については、後述の「Ⅲ. 3.2)各予算費目の執行に係る指針」を必ずご確認ください。

3. 直接経費について

1) 直接経費の執行

- ・当該委託研究の実施のために直接的に必要な経費に支出ください。
- ・適正な研究費執行を証明する証拠書類の整備により、発生した経費の妥当性を研究機関の責任において客観的に説明できることが必要となります。
- ・特に物品等の調達にあたっては、経済性・効率性の観点から、競争原理（相見積・入札制度）の積極的な導入が求められます。

2) 各予算費目の執行に係る指針

委託研究費の執行については、研究機関の規程に従うことが原則となりますが、併せて下記の指針に沿った取扱をお願いします。なお、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、本事務処理説明書に記載のない事項に関して各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただいて差し支えありません。

①物品費

- ・本委託研究費で購入した研究機器については、当該委託研究の実施に支障のない範囲内（収益事業での使用を除く）であれば、研究機器の効率的運用の観点から他の研究に使用することを妨げません。
- ・施設・設備等の改造費について、資産として計上すべきものは物品費に計上してください。但し、JST所有の物品（提供物品）について資産として計上すべきような改造等を加える場合は、事前にJSTにご相談ください。なお、既存の施設・設備等の改造であっても、当該委託研究に直接必要かつ不可欠である場合には、直接経費から支出することができます。

②旅費

i) 旅費の算定基準

- ・各研究機関の旅費規程に準拠します。

ii) 旅費支出の対象となる事由

- 1) 研究成果の発表
- 2) バイオインフォマティクス推進センター事業で主催する研究開発成果報告会
- 3) 研究チーム内のミーティング
- 4) 委託研究費により雇用される者の赴任旅費
- 5) 外部専門家等の招聘
- 6) その他委託研究遂行上、必要な事由が発生した場合

iii) 旅費支出の対象となる者

- 1) 研究開発担当者
- 2) 研究開発計画書に記載の研究開発参加者（研究機関の所属でない者も含まれます）
- 3) 外部専門家等の招聘対象者

iv) 旅費支出に際しての留意事項

※ 博士、修士課程の学生への支出についても、研究開発計画書に記載された者であり、かつ当該委託研究の成果発表等の目的であれば研究機関の規定に従って支出可能です。**なお、教育目的のみの支出はできません。また、学部生への支出は認められていません。**

※ **旅費支出にあたっては、研究遂行上必要と認められる合理的な人数、期間となるよう適切にご判断ください。**

③人件費・謝金

i) 雇用の基準

- ・委託研究費により、研究機関において雇用していただきます。
- ・雇用契約に関わる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。

ii) 委託研究費（直接経費）での雇用対象

当該委託研究を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、任期付きかつ研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者

なお、以下の場合は、直接経費より支出することが出来ません。

研究開発担当者（代表研究者・主たる共同研究者）に対する給与等

iii) 兼業者の取り扱いについて

従事日誌等により従事日または従事時間を区分し、当該委託研究に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)

なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率を設定し、その率に応じた按分計上を可とします。

【裁量労働制適用者の兼業に関する事務手続きについて】

a) 業務開始時

業務管理者は、裁量労働制を適用した当該研究員の業務内容及びエフォート率の設定を行い「裁量労働者エフォート率申告書」(経理様式6-①)を作成し、当該業務開始時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者は当該申告書を適切に保管してください。

なお、申告したエフォート率の変更が必要となった場合には、「裁量労働者エフォート率申告書」(経理様式6-①)を再度作成してください。

b) 業務完了時

業務管理者は当該研究員の業務実施状況を把握し、「裁量労働者エフォート率報告書」(経理様式6-②)の作成を行い、当該年度終了時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者は当該報告書に基づき、人件費計上額が適正であることを確認してください。

また、収支簿の提出が必要となる研究機関は、当該報告書の写しを収支簿に添付してJSTへ提出してください。

c) 留意事項

- ・研究機関は、業務成果の目標及び業務の方法に配慮しつつ、研究機関の規定に基づき、エフォート率の設定を適切に行ってください。
- ・研究機関の人事責任者等は当該研究員に対し従事内容及びエフォート率を確実に通知してください。
- ・研究機関は、エフォート率の実態が報告等と乖離の生じないよう適切に管理を行ってください。
- ・不適正な経理処理が判明した場合には、当該研究員に支払われた人件費の全部又は一部を返金して頂きます。
- ・本項(③人件費・謝金)において用いられる“エフォート率”とは、雇用契約に占める当該事業での従事割合を意味します。
- ・研究機関で裁量労働者エフォート率申告書(経理様式6-①)及び裁量労働者エフォート率報告書(経理様式6-②)と同等の様式の備えがある場合には、研究機関の様式で代替して頂いても結構です。

iv) 雇用に関する留意事項

※雇用契約書・従事日誌等の雇用関係書類を整備し、当該委託研究にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。

※ 委託研究開始前の人件費は計上できません。

※ 研究遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるようご配慮願います。

※ 学部生の雇用(謝金支払)は認められていません。

v) 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金に関して

- ・当該委託研究の実施に伴い専ら必要である場合に限ります。また、単価基準は各機関の諸規定に準じて執行してください。
- ・招聘等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。
- ・他の研究機関所属の者であっても、研究チーム内のメンバーとして参画している場合は、謝金の対象とすることは出来ません。

vi) RA (Research Assistant) の推奨

第3期科学技術基本計画における指針(※)を踏まえ、博士課程(後期)在学者がRAとして雇用される際の給与水準は、経済的負担を懸念することのないよう、生活費相当程度であることが望ましいと考えています。

(※)「優れた資質や能力を有する人材が、博士課程（後期）進学に伴う経済的負担を過度に懸念することなく進学できるようにすることは、優れた研究者を確保する観点から必要であるとともに、博士号取得者の多様なキャリアパスの拡大に資する」

【RAの雇用に関する留意点】

- ・博士課程（後期）在学者を対象として、給与水準を年間ベースで200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨します。
- ・具体的な支給額、支給期間等については研究機関にてご判断いただきますようお願いいたします。なお、上記水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・他制度より奨学金やRAとしての給与の支給を受けている場合であっても、他制度及び所属機関において支障がなく、JSTにおける業務目的との重複がない場合には、複数資金を受給することも可能です。

④その他

[1] 会議費について

i) 会議費に含まれるもの

- ・会場借料
- ・飲食費用（アルコール類を除く）※対象となる会議については、下記ii)を参照ください。
- ・その他、会議に必要な費用

ii) 飲食費支出の対象となる会議

当該委託研究で得られた研究成果の発表等、当該委託研究に直接的に関係する会議（ワークショップ、シンポジウムを含む）を主催する場合であり、かつ外部の研究者が参加する会合であることを要件とします。（他の研究機関所属の者であっても、当該委託研究（研究開発題目）と同一の研究チーム（研究開発課題）内の研究者等は「外部の研究者」に含まれません。）また、研究開発参加者のみによる定例的な研究ミーティング、学会等参加時に当該委託研究参加者が支払った懇親会費は対象となりません。

iii) その他留意事項

※研究成果の発表や当該委託研究の推進に係るシンポジウム・ワークショップ・ミーティング等に伴う会議費の支出にあたっては、国費を財源とすることに鑑み、必要最小限、極力簡素なものとする必要がありますのでご留意ください。特に、飲食費の支出にあたっては国民の疑義を招くことのないよう、金額・参加者の妥当性を適切にご判断の上、行ってください。

※他の研究機関や学会等と共同で開催するような会合における会議費については、適切に分担して費用計上することとしてください。

※学会等参加時に当該委託研究参加者が支払った懇親会費は直接経費の対象となりません。

[2] 研究機関所有の設備・装置の使用について

当該研究に直接使用する研究機関所有の設備・装置について、研究機関の規定等により合理的と認められる使用料が課されている場合は、当該経費を直接経費から支出することができます。

[3] 施設・設備等の保守・修理費用について

- ・当該委託研究に直接必要である施設・設備等の保守料・修理費であれば、既存の施設・設備等であっても、直接経費から支出することができます。なお、当該事業と他の事業が共同で利用する施設・設備等の保守料・修繕費については、利用状況等を勘案した合理的根拠に基づき区分して負担する場合には、支出することが可能です。
- ・直接経費による施設・設備等の修理は、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限りとし、使用者の過失が原因である場合には支出できません。

[4] 研究実施場所借上経費について

- ・当該委託研究に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の支出が可能です。研究機関は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切にご判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。

[5] リース・レンタルについて

設備等については、購入の他、リースやレンタルも可能です。

i) リース：陳腐化や進歩の著しい機器の場合など

ii) レンタル：設備等の使用期間が短期間の場合など

※リース・レンタルを行う場合、購入する場合に比した経済性・効率性を勘案してください。

※リース・レンタルの予算費目は、「物品費」ではなく「その他」として下さい。

[6] リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス、あるいは雑誌年間購読料等の計上範囲について

・上記のような費用を前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、原則として既経過期間のみとなります。

[7] 光熱水料について

・当該研究に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料は、直接経費から支出することができますが、その額は専用のメーターに基づく支出を原則とします。なお、専用のメーターが装備されていない場合であっても、占有面積、使用時間等を勘案した合理的な積算根拠があり、その使用料を他の研究や業務と区別できる場合には、直接経費から支出することが可能です。但し、研究機関はその合理性を十分に説明し得る方法により行ってください。

・根拠が明瞭でない一定比率を光熱水費として割り当てることはできません。

・事務スペース、共用スペースに係る光熱水料は当該研究に直接使用しているとは言えないため、間接経費から支出してください。

3) 直接経費の費目間流用

「Ⅲ.2.」に記載の4つの費目間で、**当該委託研究の目的に合致することを前提に**、下記の条件・手続きのもと、流用が可能です。

① J S T の確認を必要としないで流用が可能な場合

・各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないとき

※この場合でも、研究開発計画の大幅な変更を伴う場合は、事前にJ S T の確認が必要となります。

※委託研究契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。

※また、流用の内容如何により、J S T 担当者が研究開発担当者、研究機関にその詳細を後日確認させていただく場合があります。

例)

計画されている物品費の執行がほとんどなく、その大半が、外国旅費に流用されている場合等、研究開発計画書との整合性を確認すべきであると判断される場合

② J S T が当該研究開発題目の研究遂行上必要であると確認した上で流用が可能な場合

・各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%および500万円を超えるとき

・費目間流用（各費目の執行見込額変更）の手順は以下の通りです。

i) 研究開発担当者がJ S T 担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を付して連絡

ii) J S T が研究遂行上必要であるかどうかを判断

iii) J S T から研究開発担当者へ費目間流用の可否を通知（次頁の通知文書例参照）

※研究機関からJ S T に対し、費目間流用のための申請文書等を提出する必要はありません。なお、各費目の執行見込額変更の可否は研究開発担当者に連絡しますので、研究開発担当者にお問い合わせください。

■研究開発担当者への通知文書（例）

（A4 版）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

●●大学〇〇学部 ■■■■殿

独）科学技術振興機構（公印省略）

バイオインフォマティクス推進センター事業の委託研究契約に係る執行見込額の変更（通知）

貴殿より申し出のあったバイオインフォマティクス推進センター事業の委託研究契約に係る執行見込額の変更について以下の通り承認します。

研究開発題目：□□□□□□□□

研究内容の変更：なし

【変 更 前】

①物品費	: 00,000 千円
②旅 費	: 00,000 千円
③人件費・謝金	: 00,000 千円
④その他	: 00,000 千円
合 計	: 00,000 千円

【変 更 後】

①物品費	: 00,000 千円
②旅 費	: 00,000 千円
③人件費・謝金	: 00,000 千円
④その他	: 00,000 千円
合 計	: 00,000 千円

4) 合算使用の取り扱い

一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の経費で行う合算使用として認められる事例は、以下の通りです。

- （１）本事業と他の事業の用務を合わせて１回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分出来る場合。
- （２）消耗品を購入する場合で、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合。
- （３）大学等の非営利機関において、本事業との合算に支障がない資金を本事業の直接経費と合算して研究機器を購入する場合で、研究開発計画策定時等にＪＳＴ（統括）が合算による購入を妥当と認めている場合。なお、複数事業が合算購入により設備の共用を行う場合には、合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分すること。

5) その他の直接経費に係る留意事項

①当該委託研究費執行に係る発注・検収について

- ・発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営するなど、
【別添４ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）】に則り、適切に行ってください。

②非課税取引に係る消費税相当額の取扱について

- ・人件費や海外旅費などの非課税取引に係る消費税相当額については、直接経費に計上することが出来ます。但し、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として２％を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に５％を乗じるなど）
- ・免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。
- ・非課税取引に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

③直接経費の収支管理

- ・収支簿を作成の上、『物品費、旅費、人件費・謝金、その他』の費目毎で収支管理を行ってください。
- ・収支簿記載にあたっての留意点は、後述の「Ⅲ. 8. 2) 収支簿の記載方法について」をご参照ください。
- ・一定の要件が満たされる場合、収支簿の提出の省略が認められますが、この場合であっても、「Ⅲ. 8. 2) 収支簿の記載方法について」に従って、収支簿を適切に作成頂く必要があります。
- ・研究機関において物品調達を行った際に納入遅延金が発生する場合には、その旨を速やかにＪＳＴへご

連絡願います。その連絡を元に、JSTより研究機関に対し返還通知書を発行します。研究機関は当該通知に基づき、納入遅延金をJSTへ返還してください。なお、返還連絡書（経理様式5）により行われる委託研究費の返還とは手続きが異なりますので、ご注意下さい。

④直接経費の支出方法について

- ・直接経費の支出（研究機関から納入業者等への支払）は、原則として、現金払いもしくは金融機関からの振込としてください。（手形取引や相殺決済は認められません。）

⑤直接経費として計上できない経費

- ・研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適当と考えられるもの〔通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます〕
- ・「学会年会費」等で研究機関や研究開発参加者の権利となるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

※特許出願経費については、間接経費からの支出を原則としますが、研究機関が非承継とした権利の出願であって、JST（統括）が承認したものについてはJSTで出願経費を負担することが可能ですのでご相談下さい。

4. 間接経費について【参照：別添 1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針】

本事業は競争的資金制度によるものではありませんが、当該委託研究に関して研究機関にて必要となる管理費等（間接経費）として、直接経費に対する一定比率（30%）が措置されています。競争的資金制度における間接経費の取扱いに準じた経費の執行をお願いします。

1) 間接経費の執行

- ・間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 21 年 3 月 27 日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）に則り、研究機関の責任において、計画的かつ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。

2) 間接経費の算定・請求

- ・間接経費は直接経費に対する一定比率（30%）で措置されます。
- ・間接経費の算定（直接経費×間接経費率）にあたっての端数処理は「1 円未満切り捨て」となります。

3) 間接経費の主な使途

- ・「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」にて下表の通り示されています。

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費 など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

4) 留意事項

① 間接経費の返還

委託研究の実施の結果、研究機関に研究遂行上、不用となる研究費の残額が生じ、ＪＳＴへ返金を行う場合には、返金を行う直接経費に相応する間接経費を加えてＪＳＴへ返還してください。（変更契約等に伴い直接経費が減額された場合の間接経費の精算・返還についても同様としてください。）また、当初措置された間接経費の額と執行実績額が乖離し、間接経費のみに余剰が発生した場合は、当該執行残高をＪＳＴへ返還ください。

② 委託研究費の返還・繰越に係る間接経費の端数計算について

・返還・繰越対象となる直接経費に対応する間接経費の計算は以下の通りです。

「返還・繰越すべき間接経費」＝「受入済の間接経費」－「支出済の直接経費に対応する間接経費」

・支出済の直接経費に対応する間接経費の計算における端数処理は、「１円未満切捨て」としてください。

【例】直接経費 1,200,000 円のうち 199,994 円を返還する場合の間接経費の計算

○支出済の直接経費 1,000,006 円 (1,200,000-199,994) に対応する間接経費【間接経费率：30%】

$1,000,006 \times 30\% = 300,001.8 = 300,001$ （１円未満切り捨て）

○返還となる間接経費【間接経費総額：1,200,000 円 $\times$ 30% = 360,000 円】

$360,000 \text{ 円} - 300,001 \text{ 円} = 59,999 \text{ 円}$

③ 間接経費の報告等

・間接経費に係る収支簿および証拠書類をＪＳＴへ提出する必要はありませんが、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に示されている「使途の透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備ください。

・間接経費の執行結果については「[間接経費執行実績報告書](#)」（[経理様式 3](#)）により報告してください。

5. 委託研究費の執行期限

・当該年度における委託研究費執行に係る契約、検収、支出の期限は下表のとおりです。

手続き	当該年度末（３／３１）に研究実施期間が終了する契約	期中に研究実施期間が終了する契約
物品調達・役務等の契約	平成２４年３月３１日	研究実施期間終了日または研究中止日
調達物品・役務等の検収	平成２４年３月３１日	研究実施期間終了日または研究中止日
業者等への支払い（支出）	平成２４年４月３０日	委託研究実績報告書の提出期限まで

※ 人件費における事業主負担分や非課税取引に係る消費税相当額等の研究機関留保分は、上記期限までに支払が完了していない場合でも、その支払金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した年度での計上が可能です。

※ 単年度契約では年度をまたがる調達等の契約を行うことは原則として出来ません。

【経費の年度区分の取扱についての特例】

① 国内及び海外旅費等、会計年度を跨る際に厳密な年度区分が困難になる経費について、研究機関の規定において支出した日の属する年度に支出計上することとしている場合には、研究機関の規定に従って処理することが可能です。

※会計年度を跨る支出であっても、年度区分が可能なものについては、原則として、計上する年度を区分してください。

② 会計年度末において支払い額が確定しない社会保険料（およびＪＳＴが特に認めるもの）については、委託研究契約あるいは変更契約にて翌会計年度の当該研究期間が約定されている場合に限り、翌会計年度に計上することが可能です。

6. 委託研究費のＪＳＴから研究機関への支払いについて

1) 支払いの方法

- ・原則として『一括払い』とします。ただし、金額が高額な場合等、分割払いとする場合があります。
- ・分割払いの取扱いについては、後述の「Ⅲ. 7. 委託研究費の分割払いについて」を参照ください。
- ・委託研究契約を締結する各研究機関に対し、契約締結前に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関についてはＪＳＴが特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。

2) 委託研究費の請求について

- ・委託研究費の早期支払いにより、研究費の効率的かつ速やかな執行による研究の円滑な推進、また研究機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各研究機関におかれましては、委託研究契約の早期締結、並びに請求書の速やかな発行等の事務処理をお願いします。
- ・研究機関が発行する請求書は研究開発担当者毎にご作成ください。なお、誤りなく速やかに処理するために、確認事項として請求書類に各研究開発担当者の氏名を記載してください。
- ・直接経費及び間接経費の請求は、速やかな支払いを可能とするため、「振込依頼書」や「納入告知書」でなく「請求書」をお願いします。
- ・納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等、別途個別に支払期限を調整させていただくことがあります。

3) 銀行口座の取扱いについて

- ・ＪＳＴの直接経費及び間接経費を管理する銀行口座について、新規の口座を個別に設ける必要はありません。ただし、ＪＳＴが必要と認めた場合は、当該委託研究費の収支を明確にするため、専用の普通預金口座（無利息型）を新たに開設していただくことがあります。
- ・収支の記録は収支簿を作成の上、研究開発担当者別に明確に区分してください。
- ・預金利息が発生した場合、ＪＳＴへ報告および返還する必要はありません。

4) 委託研究費の変更について

- ・研究費の効率的・効果的・弾力的な運用の観点から、随時、予算の見直しを行っております。従って、当該研究開発題目の研究進捗状況に基づき、必要に応じて研究開発計画の見直しを行いますので、契約期間中であっても、委託研究費を増額または減額する場合があります。
- ・この場合、直接経費に対する一定比率で措置されている間接経費も、同時に増額または減額します。
- ・委託研究費の変更がある場合は、ＪＳＴより変更理由を付した上で変更契約を申し込みます。柔軟かつ効果的な研究推進のため、円滑な契約変更手続にご協力ください。

① 委託研究費の増額変更に伴う追加額の支払い

- ・原則として一括して支払います。
- ・委託研究費の増額変更に係る契約変更手続き終了後、速やかに増額された委託研究費を請求してください。

② 委託研究費の減額変更に伴う返還額の支払い

- ・委託研究費の減額変更に係る契約変更手続き終了後、速やかに減額された委託研究費を一括払いで返還してください。
- ・分割払いの場合などで、ＪＳＴより委託研究費の支払いが全額完了する前に委託研究費の減額等が判明した場合は、委託研究費の減額変更に係る契約変更手続きと併せ、研究機関からのご請求額を減額するなどの調整をさせていただきます。

7. 委託研究費の分割払いについて

1) 分割額の決定方法

- ・支払い額は、各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等4分割した額を原則としますが、以下の理由がある場合は、JSTにて各期の支払い額を調整させていただきます。研究機関において調整が必要と認められる事由が発生する場合には、速やかにJSTにご相談ください。

- ① 研究機関または研究開発担当者からの求めがあり、研究開発題目の内容や研究遂行上の観点から必要であるとJSTが判断した場合
- ② JSTの資金調達及び支払能力の範囲を超えている場合
- ③ その他、JSTが必要と判断する場合

2) 留意事項

- ・各期の支払い額は、委託研究の申し込み段階で研究機関にお知らせしますので、それに基づいた額を各期に請求してください。
- ・各期のスケジュール等は下記の通りです。

3) 分割払いスケジュール

第1 四 半 期	03月	●03月下旬迄……委託研究契約手続き（研究機関・JST）
	04月	●04月上旬頃……第1四半期分の請求書（研究機関→JST） ●04月中旬頃……第1四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
	05月	
	06月	●06月下旬迄……第2四半期分の請求書（研究機関→JST） ●第2四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
第2 四 半 期	07月	
	08月	
	09月	●09月下旬迄……第3四半期分の請求書（研究機関→JST） ●第3四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
	10月	
第3 四 半 期	11月	
	12月	●12月下旬迄……第4四半期分の請求書（研究機関→JST） ●第4四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
	01月	
	02月	
第4 四 半 期	03月	●03月12日迄……返還連絡書の提出（研究機関→JST） ●03月31日迄……返還金の振込（研究機関→JST）
	04月	●04月30日迄……通年（第1～4四半期）の「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」等の各種報告書類の提出（研究機関→JST）
	05月	
	06月	●06月30日迄……「間接経費執行実績報告書」（研究機関→JST）

※ 平成23年度はJSTの中期計画最終年度にあたるため、年度末のスケジュール及び繰越手順が通常とは異なります。ご注意ください。

8. 証拠書類の管理について

1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類

① 収支簿（経理様式2参照）

- ・ 直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成して頂く必要があります。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守している研究機関が、科学研究費補助金を受給し、本事業の課題に対して科学研究費補助金と同様の条件で内部監査を実施している場合には、収支簿の提出を省略することとします。但し、この場合であっても、各機関において適正に収支簿の作成及び保管を行って頂く必要があります。また、JSTが特に必要と認める際には、収支簿の提出を求める場合があります。

② 適切に執行されたことを証明する書類

- ・ 経理等関係書類の様式について、特に定めはありませんが、研究機関内の意志決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証票類を証拠書類として整備・保管し、国の会計検査やJSTによる経理調査等の際に支障のないようにご対応願います。
 - ・ 国の会計検査等では、事実に基づく証拠書類により、発生した経費の適正性・妥当性を客観的に説明できることが求められます。証拠書類の整備にあたっては以下の点にもご留意ください。
 - 人件費について、適切に出退勤管理、従事管理が行われているか。
 - 旅費について、出張日程と出勤簿・従事日誌に不整合が無い。
 - 納入される消耗品等について、単品納品書(※)により納入の事実が確認できるか。
- ※単品納品書：納品の都度発行される納品書
- ・ 経理等関係書類の整備に関する研究機関の規程が無い場合などは、【別添2. 証拠書類一覧】に準じて整備してください。

2) 収支簿の記載方法について

- ・ 収支簿の記載は、1行1伝票としてください。（1行1品でも可です。）
- ・ 収支簿の『入出金年月日欄』には、委託研究費の入金年月日や当該調達等に係る支払年月日を記載してください。
- ・ 収支簿の『摘要欄』には、調達等の内容が確認できるよう下記事項を記載してください。
 - i) 物品費：品名、数量
 - ii) 旅費：旅行者名、旅行内容（打合せ・会議名など）、用務地、旅行期間
 - iii) 人件費・謝金：従事者名、従事期間（〇月分など）
 - iv) その他：上記に準じ、調達等の内容が判る件名（品名）、数量など。学会参加費等についてはその会合の名称や日程

※摘要欄における省略記載について

① 物品費：品名・数量の省略について

- ・ 多数の消耗品等を一括で調達した場合には、主なものの品名・数量のみを記載することで、その他を省略することが出来ます [例：〇〇社製 USB メモリ（型番△△-××）、他]。
- ・ 消耗品等の品名・数量を省略記載する場合であっても、納品時にその調達の内容及び数量を適切に把握し、確認して頂く必要があります。
- ・ 具体的な品名等の記載を行わず「消耗品」と記載することは認められません。
- ・ 上記にかかわらず、「1品（もしくは1式）の金額が50万円以上」の物品等がある場合は、当該50万円以上の物品等について収支簿上に全て記載、もしくは、内訳が確認できる納品書等を添付ください。

② 旅費：用務地、旅行期間の省略について

- ・ 近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」、「旅行期間」を省略して記載することが出来ます。
- ・ 上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行内容」、は、必ず記載してください。なお、原則として、**旅費支出の対象者は、研究開発計画書記載の研究開発参加者となります。**

③ 人件費・謝金：省略不可の取扱いについて

- ・ 複数の人件費・謝金対象者がいる場合、各対象者への支払金額がわかるように記載してください。

④ 省略記載の特例について

JSTへの収支簿の提出の省略が認められる機関にあっては、各研究機関が説明責任を果たせる範囲内で、研究機関の判断による省略記載を可とします。但し、調査等において十分な説明が行えるよう、証拠書類等を適切に整理・保管してください。

3) 留意事項

- ・ 上述の収支簿（[経理様式2参照](#)）は、科学研究費補助金の記載項目とほぼ同様です。研究機関で科学研究費補助金に係るシステムや帳簿の様式が備えてあれば、JSTの収支簿についても科学研究費補助金と同じシステムを使用して構いません。
- ・ 提出を受けた収支簿のうち、「Ⅲ. 8. 2) ①物品費、②旅費」に挙げる省略記載がなされている場合には、内訳明細、不明点等を担当者が照会することがありますので、ご注意ください。
- ・ 上記関係書類の保存期限は、当該委託研究契約終了後5年間です。

9. 物品等の取扱いについて

1) 物品の種類と所有権の帰属

①取得物品

- ・ 研究機関が直接経費により取得した物品等であり、研究機関の所有となります。

②提供物品

- ・ 研究開発担当者の要請等により研究機関に持ち込まれるJST所有の物品等です。

2) 物品の管理

①取得物品

- ・ 研究機関の物品管理規程等のルールにしたがって、当該物品を適正に管理してください。

②提供物品

- ・ 研究機関は研究実施期間中、提供物品を無償で使用する事が出来ます。研究機関および研究開発担当者は、提供物品（消耗品扱いとなる物品なども含む）を善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。
- ・ 提供物品に有形固定資産を含む委託研究契約については、毎年度、有形固定資産の一覧表をJSTが作成の上、研究機関へ通知しますので、内容をご確認ください。
- ・ JST所有物品の確認等のためJST職員が研究機関に赴くことがありますので、ご協力をお願いします。

3) 物品の移動等について

①取得物品

- ・ 研究開発担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きJSTの研究を推進する場合には、取得物品を無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。
- ・ 規定等により、無償譲渡が困難な場合には、JSTにご相談ください。

※国立大学法人から民間企業に研究者が移籍した場合などで、内部規定等により無償譲渡ができない場合には、一旦、物品を研究機関からJSTへ無償譲渡して、JSTと次の所属機関との話し合いにより、「無償貸与」等の方法で物品を引き継ぐこととします。

- ・ 当該物品が建物据付のため原状回復に多額の費用がかかる等の理由により、次の所属機関への物品の引き継ぎが困難・不経済である場合には、研究機関、研究開発担当者とJSTが協議の上、物品の引き渡しを行わない場合があります。

※留意事項

- ・ バイオインフォマティクス推進センター事業は、一定の研究開発期間内で、採択された研究開発課題に係る研究を推進していただくものであり、以下の理由・趣旨により取得物品を研究者が移籍等した次の所属機関に引き継ぐこととしていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

- i) 当該研究の研究推進のために購入した物品等である
- ii) 引き続き同一研究者が使用することで、円滑で効率的な研究遂行が可能となる
- iii) JSTには、与えられた研究開発期間内で研究者が滞りなく研究遂行できる環境を整備する責任

がある

iv) 研究者の異動の都度、高額な研究機器等の購入を行うことは国費の無駄遣いとも考えられる

②提供物品

- ・ 研究者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きJSTの研究を推進する場合には、取得物品と同様、提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。

10. J S Tが雇用する研究員等について

1) 研究員等の処遇

- ・ J S Tで雇用し研究機関に配置する研究員等がある場合、研究遂行および日常生活で不利益を被らないよう、研究機関にて措置してください。
- ・ なお、バイオインフォマティクス推進センター事業では、J S Tで雇用した研究員等を研究機関に配置する予定はありません。

11. 研究費の不正使用、研究機関における管理監査体制、研究活動の不正行為について

1) 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

○ 研究機関(*1)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）(*2)（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、研究機関の責任において研究費の管理を行って頂きます。そのため、研究機関はガイドラインに沿って委託研究費の管理・監査体制を整備する必要があり、本事業の契約に当たりガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備及びその実施状況等についての報告書（以下、「実施状況報告書」という。）を文部科学省に対して提出する必要があります。

なお、実施状況報告書はガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、周知等(*3)に十分ご注意ください。

(*1) チーム型研究では、代表研究者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

(*2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」【別添4】

(*3) 参考：文部科学省HPより

○ 研究機関における公的研究費の管理・監査

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

○ 「ガイドライン」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」様式ファイルについて

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

2) 実施状況報告書提出の具体手順

i) 実施状況報告書の提出にあたっては、研究機関において e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録を行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要します。）

手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ii) 実施状況報告書は、e-Rad の電子申請機能を用いて提出してください。e-Rad の利用に際して提出された「所属研究機関登録申請書」に記載された事務代表者が、e-Rad にログイン後、所属研究機関用メニュー画面から実施状況報告書アップロード用画面へのリンクを選択し、あらかじめ作成された実施状況報告書の電子ファイルをアップロードすることで提出完了となります。

システムの操作方法等は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「報告書ファイル登録・修正システム操作マニュアル」をご覧ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/doc/man_guide_mext_ver1.04.pdf

3) その他留意事項

i) 新規採択された研究機関においては、上記1)に記載した文部科学省からの実施状況報告書の提出要請に先立ち、予め以下の e-Rad 所属研究機関向けページ中の「文部科学省へ提出する実施状況報告書の様式」に掲載されている「体制整備等の自己評価チェックリスト」をご確認頂く等して、実施状況報告書の円滑な作成・提出にご配慮ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/doc/checklist201104.xls>

ii) 実施状況報告書の提出にあたっては、必ず最新の様式をダウンロードして作成してください。

4) 不正行為等に対する措置

国または独立行政法人が所掌する競争的資金制度、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業において、研究開発活動の不正行為(*1)又は不適正な経理処理等(*2)（以下、「不正行為等」という。）が明らかになった場合には、研究開発の全部又は一部の執行中止、申請課題の不採択、不正行為等に該当する研究開発費の全部又は一部の返還、機構の事業への申請資格又は参加資格の制限等の処分並びに事実の公表の措置を取ることがあります。

また、国又は独立行政法人（機構を含む）が所掌する競争的資金制度において処分を受けた研究者に対して、当該処分の決定日に遡って、前記の処分を行う場合があります。

なお、不正行為等が行われた場合、不正行為等の内容を他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

(*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用。下記ホームページ参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

(*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

参照：別添 3 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則

別添 4 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

12. 各種報告書の提出および委託研究費の返還について

1) 各種報告書等の提出

次に掲げる報告書等を期限内に J S T へ提出してください。

報告書等の名称	様式	提出期限
①委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）※	経理様式 1	当該年度終了（または研究実施期間終了または研究中止）後 30 日以内
②収支簿、その他必要と認められる書類 ※	経理様式 2	当該年度終了（または研究実施期間終了または研究中止）後 30 日以内。 ※但し、科研費を受給し、科研費同様の条件で本事業に対する内部監査を実施している研究機関は、提出を省略（各機関で保管）するものとする。
③間接経費執行実績報告書	経理様式 3	次年度 6 月 30 日
④委託研究中止（廃止）申請書	経理様式 4	中止（廃止）事由判明次第速やかに（但し、当該年度末で終了する課題は 4 月 3 日迄）
⑤返還連絡書	経理様式 5	当該年度の 3 月 12 日
⑥裁量労働者エフォート率申告書	経理様式 6-①	業務管理者が雇用決定後及びエフォート率変更時に速やかに作成し、研究機関の人事責任者へ提出。人事責任者は適切に保管すること。

⑦裁量労働者エフォート率報告書	経理様式 6-②	収支簿（経理様式 2）に添付して提出すること。なお、収支簿提出の省略が認められている研究機関は、人事責任者が適切に保管すること。
⑧「委託研究実績報告書」および「収支簿」事前チェックリスト	経理様式 7	各研究機関は「委託研究実績報告書」及び「収支簿」の提出にあたって、必ず、本チェックリストにより記載内容の確認を行うこと。なお、本チェックリストは提出不要。

※上記 ①～② の提出にあたっては、正本 1 部に加えて写し（コピー）1 部をご用意願います。

また、⑦は写し 2 部（正本不要）をご用意願います。

■研究実施内容の報告について

次に掲げる報告書は、統括による進捗状況の把握のため提出頂くもので、別途、JST の担当者より代表研究者に対し提出を依頼します（様式掲示については割愛します）。

○研究開発実施報告書

年度毎の研究について各年度末に作成するもので、研究開発課題毎に代表研究者がとりまとめ報告します。また、研究開発担当者に対し、発表論文数、口頭発表件数、特許出願件数などを年度途中にも報告していただく場合があります。

なお、代表研究者が主たる共同研究者の報告分も取りまとめて提出する旨ご留意下さい。

■上記書類は指定様式です。報告書の作成に当たっては、必ず、下記 URL からダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。（但し、経理様式 2については、必要事項が全て記載されていれば、任意様式でも結構です。）

【委託研究契約に係る書類 URL】

<http://www.bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h23.html>

■本事業は競争的資金制度ではありませんが、当該委託研究に関して研究機関にて必要となる管理費等として、直接経費に対する一定比率（30%）が措置されており、競争的資金制度における間接経費の取扱いに準じた経費の執行をお願いしております。上記③の「間接経費執行実績報告書」は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 21 年 3 月 27 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」で指定されている様式です。科学研究費補助金等の間接経費報告で文部科学省等に提出するものの写しでも結構です。

参照：別添 1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

2) 委託研究費の返還について

《 報告様式と提出期限 》

○返還連絡書【経理様式 5】：当該年度の **3 月 12 日** まで〈確定報告〉

- ・研究遂行上、不用な執行残額が生じる場合等には、本書式を提出の上、委託研究費の残額を JST に返還してください。なお、間接経費の端数計算については、前述の「Ⅲ. 4. 4) ②委託研究費の返還・繰越に係る間接経費の端数計算について」を参照下さい。
- ・なお、返還が無い場合でも、その旨を **3 月 12 日** までにご連絡ください。
- ・委託研究費の返還については、当該直接経費に相応する間接経費を加えた額を **3 月 31 日** までに巻頭記載の指定口座に振込んでください。その際の当該振込に係る手数料は研究機関でご負担ください。

13. 「委託研究費の精算」について

1) 「委託研究費の精算」方法

- ・JST は研究機関より提出された書類（委託研究実績報告書、研究開発実施報告書、収支簿等）を基に経費の執行に係る適正な履行を確認し、「委託研究費の精算」を行います。具体的には、合目的性（当該年度の研究計画書を基に、委託研究費が当該委託研究の目的・趣旨に適合するものに執行されていること）

及び適正性（受託する研究機関の経理規定に沿って、委託研究費が適正に支出・管理されていること）を確認します。この際、返金が必要と認められるものがある場合には、研究機関あてに「精算額通知書」を送付し、返金を求めます。

- ・収支簿の記載にあたっては、前述の「[Ⅲ. 8. 2\) 収支簿の記載方法について](#)」をご参照ください。
- ・書面調査では、提出された書類の記載内容等について、J S T 担当者から電話や電子メール等で照会することがありますので、ご協力をお願いします。

2) 書面調査と実地調査について

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）を遵守している機関で、科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合は、実地調査を原則として行わないこととします。同時に、J S T に対する収支簿の提出の省略を認め、実績報告書（収支決算報告書）のみの提出を求めることとし、この報告書に基づく年度毎の精算のみを実施することとします。（収支簿の提出の省略が認められる場合であっても、研究機関は収支の合目的性・適正性についての説明責任が果たせるよう、収支簿の作成と保管を行って頂く必要があります。）

なお、科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関、J S T が特に必要と認める機関等は、収支簿の提出を求め、それに基づく書面調査を行うとともに、実地調査を実施することとしています。

3) 支出計上が不適切と見なされる事例

以下の事例は合目的性・適正性の観点より計上できません。直接経費の支出にあたっては、以下事例を参考にその妥当性を適切にご判断願います。

- 共用的な生活関連備品（電子ジャーボット、掃除機など）の計上
- 自己啓発のための書籍（英会話本など）・備品等の調達
- 液体窒素、ガス類で他の業務と切り分け不可能な場合
- 当該委託研究との関係性が不明瞭な出張旅費
- 当該研究との関連が不明瞭な複数人での海外出張
- 出勤簿と出張内容が不整合である人件費・旅費の計上
- 当該委託研究との関連性が不明瞭な人件費の計上
- 必要性の不明確な書籍の大量購入
- 内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費の計上
- 積算根拠が不明な光熱水費の計上
- 支出日が不明、あるいは支払先が不明瞭な支出
- 原因・内容の不明確な振替処理 等

14. 委託研究の中止（廃止）について

1) 委託研究の中止（廃止）の手続き

研究機関において、委託研究を中止又は廃止すべき事由が発生した場合には、委託研究中止（廃止）申請書【経理様式4】により、速やかにその旨を申請してください。

2) 研究開発担当者の移籍にともなう研究中止

研究開発担当者が他機関への移籍、退職等する場合には、委託研究中止（廃止）申請書【経理様式4】を申請し、委託研究契約の中止手続きを行って頂く必要があります。

なお、研究開発担当者が他機関へ移籍する場合の物品の移動については、前述の「[Ⅲ. 9. 3\) 物品の移動等について](#)」をご参照ください。

3) 各種報告書の提出

委託研究の中止（廃止）の手続きを行った際には、委託研究実績報告書等の各種報告書を所定の期限までに必ず提出してください。

15. 再委託について

1) 再委託の可否

- ・研究機関は、原則として本委託研究を第三者に再委託することはできません。
※研究機関においてやむを得ない事情がある場合には事前にJSTへご相談ください。JSTは研究機関が作成する当該再委託に関する実施計画書の確認を行い、本委託研究の遂行上特に必要であると判断した場合には、本委託研究の一部について第三者への再委託を承認する場合があります。
- ・研究開発要素を含まない請負業務や検査業務については、研究開発計画書に基づくものであれば、特にJSTへの申請手続きを経ることなく、委託研究費により執行することが可能です。

2) 留意事項

- ・再委託を行う場合の再委託先の行為については、研究機関の行為とみなされます。再委託が認められた場合には、再委託に係る予算執行、計画変更、各種報告、精算等の業務遂行については、研究機関の責任において適正な対応を図っていただく必要がありますのでご留意ください。

16. その他

1) ライフイベント（育児休業等）や長期海外出張などによる研究の中断等について

- ・研究開発担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学（研修）・派遣等で研究業務の遂行ができなくなる場合については、事前にJSTにご相談ください。諸事情を勘案し委託研究を一時中断し、その後に再開するなどの措置ができる場合があります。

2) ライフサイエンスに関する研究等について

- ・ライフサイエンスに関する研究等については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。
- ・各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。
 - ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
 - 特定胚の取扱いに関する指針（平成21年文部科学省告示第83号）
 - ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成22年文部科学省告示第86号）
 - ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
 - 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生労働省令第28号）
 - 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
 - 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
 - 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
 - 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）
 - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について詳しくは下記ホームページをご参照ください。
文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

3) 人権および個人情報の保護について

- ・研究開発計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず事前に適切な対応を行ってください。また、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守してください。

4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ・昨今、我が国の重要先端技術が不用意に海外に漏洩しているとの指摘があるところですが、安全保障上の観点からも、当該委託研究をはじめとする各種研究活動における安全保障貿易管理について、研究機関で

の組織的な対応が求められております。

- ・安全保障貿易管理に係る各種ガイドライン等が経済産業省及び文部科学省等のホームページで公開されておりますので、詳しくは下記をご参照ください。

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf>
- 安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン
研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン
<http://www.j-sip.org/info/anzenhosho.html>
- 外国ユーザーリスト
<http://www.meti.go.jp/press/20100526001/20100526001.html>
- 大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm
- 国際連合安全保障理事会決議第1737号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm
- 国際連合安全保障理事会決議第1747号の履行について（依頼）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285444.htm
- 国際連合安全保障理事会決議第1803号の履行について（依頼）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285521.htm
- 国際連合安全保障理事会決議第1874号を受けた北朝鮮籍を有する研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285522.htm

IV. 知的財産権の管理について

1. 委託研究の成果に係る知的財産権の基本的な考え方

- ・ 研究機関は、委託研究の成果に係る知的財産権の保全（適時の研究成果把握、知的財産権の掘り起こし、権利承継有無の決定、及び権利承継する場合の出願等の権利化手続き）にご配慮ください。
- ・ 当該知的財産権は、発明者の所属（研究機関・JST）にかかわらず、委託研究契約書第10条に定める遵守条件をお守りいただければ研究機関に帰属させることができます。尚、出願・申請後におきましては同契約書第12条に定める知財様式による申請又は報告をお願いします。
- ・ 研究機関による権利承継の有無にかかわらず、権利保全について十分な対応をお願いします。
- ・ 権利保全が十分なされない恐れのある場合（例：研究機関発明者による発明において、公知予定日が迫っているにもかかわらず、研究機関による権利承継の有無について発明者に通知されない場合等）、JSTは発明者等の同意を得た上で、研究機関に代わって権利保全（出願の準備等）を行うことがあります。
- ・ 研究機関はJSTに一度帰属した当該知的財産権について、同契約書第11条に定める通りJSTから譲り受けることができます。

2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

1) 知的財産権の帰属

- ・ 産業技術力強化法第19条第1項各号及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第1項各号により、JSTの委託研究契約に係る知的財産権について、JSTは研究機関から譲り受けられないことができるようになりました。
- ・ 本委託研究契約は同条項を適用しており、同条第1項各号に掲げる事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関発明者の知的財産権の持分を研究機関に帰属させることができます。

参考

産業技術力強化法(抜粋)

（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けられないことができる。

- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
 - 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
 - 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
- 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。
- 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

※本委託研究契約では、同条第一項中の「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「機構」（但し、同項第二号については「国又は機構」とそれぞれ読み替えます。

2) 研究機関が知的財産権を承継しない場合の取扱い

- ・ J S T は、研究機関発明者の同意を得た上で当該知的財産権の一部又は全部を承継・出願する場合があります。

3. J S T 所属の発明者（機構発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

- ・ 機構発明者の持分（J S T が承継予定の部分を含む）について、研究機関が承継を希望する場合、研究機関から機構発明者への実施補償金等の対価の支払い条件（※）について機構発明者が合意すれば、J S T は機構発明者の持分を承継しない手続きを取ることができます。その後、研究機関は機構発明者からその持分を直接譲り受けることができます。

※対価の支払い条件は、研究機関発明者と同等になるようご配慮ください。

[手続き方法]

- ・ 機構発明者本人から J S T に対し、権利不承継を求める手続きが必要ですので、機構発明者に直接ご相談ください。
- ・ 機構発明者の持分を J S T が権利承継した後も、研究機関はその持分について J S T から譲り受けることができる場合があります。「6. J S T に帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について」を参照ください。

※機構発明者の持分について研究機関が承継を希望しない場合、或いは研究機関による対価の支払い条件について機構発明者との合意が得られない場合には、機構発明者に係る発明持分は、J S T が機構発明者から一部又は全部を承継する場合があります。

4. 第三者が発明に参加した場合の取扱い

- ・ この場合は、当該第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、研究機関・当該第三者により協議の上取り決めるものとします。

5. 共有に係る知的財産権の取扱い

- ・ J S T 及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、J S T 所定の共同出願契約書を基礎に協議の上、締結するものとします。
- ・ 知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用は、原則としてその持分に応じて負担するものとします。

6. J S T に帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について

- ・ J S T に帰属することとなった知的財産権について、研究機関が譲渡を希望する場合に、以下の条件を充足できれば J S T は研究機関に譲渡することができます。
 - (1) 当該知的財産権のためにこれまでに J S T が支出した出願・維持経費を、研究機関が支払うこと。
 - (2) 共同出願人がいる場合、本申請に係る譲渡（以下、本譲渡という。）について共同出願人の同意が得られていること。
 - (3) 本譲渡について、発明者（本譲渡対象の持分に係る発明者。（4）において同じ。）の同意が得られていること。
 - (4) 発明者と研究機関との間で、本譲渡がなされた場合の実施補償金の支払い条件等に対する合意が予め得られていること。
 - (5) 本申請が承認された場合、研究機関は自らの費用で上記知的財産権の名義変更を行うこと。
 - (6) 本譲渡がなされた場合、J S T との委託研究契約に基づき、研究機関は当該知的財産権についての各種通知を J S T に行うこと。
- ※上記を全て満たした場合でも、本申請時点で、当該知的財産権について J S T が第三者への実施許諾又は譲渡の手続きを開始した後である場合は、譲渡できません。

[手続き方法]

知的財産権譲渡申請書（知財様式 3）の各項目を記入の上、まずは電子メールにて J S T 担当者宛（jst-bird@jst.go.jp）にお送りください。J S T 整理番号の記入は不要です。譲渡の可否、実費の額等に

についてご回答します。

譲渡を正式に申請される場合、下記正本をJSTに送付ください。

- ・知的財産権譲渡申請書(知財様式3)
- ・知的財産権譲渡に関する同意書(発明者)(知財様式4) ※同意が必要な者全員の分
- ・知的財産権譲渡同意書(共同出願人)(知財様式5) ※同意が必要な者全員の分

7. JSTに帰属する知的財産権の(再実施権付)通常実施権の設定について

- ・JSTに帰属する知的財産権が障害となり、研究機関による独自のライセンス活動等に支障をきたすような場合、研究機関の要望により、JSTは研究機関に対し、(再実施権付)通常実施権を設定することができます。

この場合、他の共同出願人の同意があること、及び第三者への譲渡又は排他的実施許諾手続きが開始されていないことが要件となります。

[手続き方法]

電子メールにて、以下のフォーマットを利用してJST担当者宛(jst-bird@jst.go.jp)にお送りください。

JST バイオインフォマティクス推進センター事業 担当者宛

当研究機関は、JSTに帰属する下記知的財産権の実施権設定を希望します。
つきましては条件等について相談したく、よろしくお取り計らいください。

A. 対象となる知的財産権について

出願番号：

出願日：

発明の名称：

発明者：

出願人(持分比率)：

B. 知的財産権に係る委託研究について

研究開発題目：

研究開発担当者(所属・役職)：

研究実施期間：

C. 連絡先

住所：〒

機関名：

所属部署：

代表者(学長、代表取締役等)：

担当者：

TEL：

FAX：

E-mail：

D. 希望条件(優先的実施等)

再実施権付通常実施権の設定を希望する

E. その他

◆実施権設定希望の理由(当てはまるもの全てにチェック)

- ☐自らの実施のため
☐子会社等への実施許諾のため
☐他者への実施許諾のため(引き合い 有・無)
☐その他()

◆他者からの引き合いがある場合にご回答ください

引き合いの契機となった活動(会合、媒体等)の概要：
 その活動を主導された方(発明者、知的財産本部等)：

8. 研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について

1) 知的財産権に関するJSTへの通知

- ・研究機関は、以下のとおりJSTに通知してください。

通知条件	通知書・書類の様式	書類提出期限
出願又は申請を行ったとき※1	知的財産権出願通知書 (指定様式・知財様式1参照)	出願・申請・譲渡の日 から60日以内
知財登録・移転・放棄を行ったとき	知的財産権設定登録等通知書 (指定様式・知財様式1参照)	設定登録等を受けた日 から60日以内
自己実施・第三者に実施の許諾を行ったとき、実施の状況・実施許諾の状況に変化があったとき	知的財産権実施通知書 (指定様式・知財様式2参照)	当該実施等をした日 から60日以内

※1 海外出願・優先権による出願を含む

2) 知的財産の移転等のJSTへの申請

- ・以下の場合には、研究機関はJSTの定める様式により予め申告を行い、JSTの承認を受ける必要があります。

申請条件	通知書・書類の様式	書類提出期限
移転を行うとき※2	知的財産権移転承認申請書 (指定様式・知財様式6参照)	移転前に申請
専用実施権等の設定又は移転をするとき※2	専用実施権等設定・移転承認申請書 (指定様式・知財様式7参照)	設定・移転前に申請

※2 合併又は分割による移転及び産業技術力強化法施行令第11条第3項に定める場合を除く

3) 第三者に譲渡又は実施許諾する場合の注意点

- ・産業技術力強化法第19条第1項各号及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第1項各号に掲げる事項についての遵守義務が承継されるよう、移転先と約定する等、適切な措置を講じてください。

4) その他

- ・通知書の送付先は巻頭のJST連絡先をご参照ください。

参考

産業技術力強化法施行令(抜粋)

(国が譲り受けないことができる権利)

第十一条

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受託者等(法第十九条第一項に規定する受託者等をいう。)であつて株式会社であるものが、その子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)

- 又は親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をする場合
- 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項 の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第十二条第一項 若しくは第十三条第一項 の認定を受けた者に移転等をする場合
- 三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

9. 「J-STORE」のご紹介

- ・ JSTでは研究成果の実用化促進を目的に、シーズ・ニーズマッチングのための特許情報データベース「J-STORE」をインターネット上で公開しております。J-STOREは次のような特徴があり、研究機関に帰属する特許でもご利用いただけます。本委託研究の成果について、是非掲載をご検討ください。
 - ①国内未公開・公開・登録特許、国際公開特許、米国登録特許が掲載対象となります。
 - ②掲載に費用は発生しません。
 - ③掲載した特許情報に対する問い合わせ先は、研究機関が自由に設定することができます。
 - ④毎週データ更新を実施しており、約1万5千件／日の閲覧件数を有しています。
- ・ J-STOREの詳細は、<http://jstore.jst.go.jp/> をご覧ください。
- ・ 本件についてのお問い合わせは、
JST産学連携展開部産学連携担当（TEL 0120-679-005, mail: j-storeATtokyo.jst.go.jp）までお願いします。

10. JSTの産学連携・技術移転関連制度のご紹介

JSTでは、「新技術の企業化」に係る、各種技術移転支援制度や研究成果の社会還元を促進するための競争的資金制度を運営しております（下記例示）。詳細は下記の事業・制度のWeb サイトをご覧ください。『技術移転相談窓口』までお問い合わせください。

- ・ 特許出願支援制度：大学、TL0等の研究成果の権利化を推進するために、海外特許の取得支援を含む特許出願を総合的に支援しています。
http://kenri.jst.go.jp/pat/p_main.html
- ・ 研究成果最適展開支援事業 A-STEP：大学等の有望な研究成果の事業化を目指した研究開発を競争的に推進するための支援プログラムです。大学と企業のマッチングの段階から、企業との本格的な共同研究開発、大学発ベンチャー創出に至るまで、課題ごとに最適な研究開発計画を設定しながら、効果的・効率的に研究開発ができます。
<http://www.jst.go.jp/a-step/>
- ・ 技術移転相談窓口：大学、公的研究機関、TL0、企業、一般等からの技術移転に関する相談を受け付け、研究成果の迅速かつ効率的な実用化を支援します。
専用フリーダイヤル：0120-679-005、専用e-mail：consulATjst.go.jp